

ねやがわパーク事業企画運営業務委託仕様書

第1 業務目的

「ねやがわパーク事業」のイベントを開催することで、市民に明るい話題を提供するとともに、市民のまちへの愛着を醸成する。

また、イベント期間中に飲食物等のブースを設置し、市内飲食店の市民認知度を高める契機とし、これまで知らなかった市内飲食店の利用につなげる等、地域経済の活性化を図る。

第2 業務名称

ねやがわパーク事業企画運営業務委託

第3 履行場所

本市が指定した場所

第4 契約期間

契約締結日から令和7年12月26日(金)まで

第5 業務内容

1 イベントの開催

(1) イベント実施日時

以下の指定開催時間枠は必ずイベントを開催すること。「第1 業務目的」を踏まえ、指定開催時間枠前等の時間を含めたイベントの開催について提案することも可とする。

令和7年11月8日(土) 午後6時から午後8時30分まで

令和7年11月9日(日) 午後6時から午後8時30分まで

※ ただし、両日とも出店ブースの出店時間は午後5時から午後8時30分まで。

(2) 準備・撤収期間

準備は、令和7年11月4日(火) 午前9時から11月8日(土) 午後3時までに実施すること。

撤収は、令和7年11月9日(日) 午後8時30分から11月11日(火) 午後6時までに実施すること。

※ 原則、撤収は11月10日（月）に行い、翌日は予備日として取り扱うこと。

(3) 実施場所（イベント会場）

打上川治水緑地（所在：寝屋川市太秦桜が丘25）

(4) 実施内容

ア イベントのテーマ等

提案にあたっては、イベントのテーマ、各演出のテーマ、メインターゲット、コンセプト、ストーリーに沿った内容にすること。

イベント名	月見とランタンの夕べ
テーマ	灯
メインターゲット	オトナ女子
コンセプト	幻想的空間
ストーリー	【灯りが描く、もうひとつのまち】 秋の夜、打上川治水緑地が数千個のランタンで彩られる。 普段見慣れた風景が、幻想的な光の中で「非日常」の空間へと変貌する。 灯りの中を歩けば、人と灯りが紡ぐ物語が、心に静かに灯りをともす。 非日常は特別な場所ではなく、「わたしたちのまち」そのものの中にあると気づかせてくれる。

イ 演出等

(ア) 基本的事項

a～fの6点の演出を基本とし、その他、光の演出を提案、実施すること。

なお、点灯時間は各日とも午後6時から午後8時30分までとする。

a メタセコイア並木（会場北西側及び会場北東側別紙位置図参照）
約117本を活用した演出

b 広場及びすりばち状の地形を活かした法面へのランタン（広場：5,000個程度、法面等：1,000個程度）の演出

広場に設置するランタン5,000個程度は、ろうそく等の火を使用したランタンとし、火がついたろうそくが倒れても水等により自然に

消火されるような安全なものとする。なお、ろうそく等の火を使用したランタンは、3時間以上5時間以内の燃焼時間を有するもので、燃焼完了後は火が自然に消えるものであること。また、安全かつ円滑に火を着火する際の機器（チャッカマン等）を利用するものとし、燃焼中に火が消えないための風対策も施すこと。

ろうそく等の火を使用したランタン物品については、以下に参考品を記載するが、事前に市と協議すること。

参考品：燈花会オリジナルろうそく、燈花会オリジナルカップ、
燈花会オリジナル防風リング

広場に設置するランタンについて、枚方寝屋川消防組合及び市と協議した上で、見守り等のための安全監視員を適切に配置するとともに、消火器の設置等、枚方寝屋川消防組合の指示に従い必要な対策を講ずること。

法面等に設置するランタン1,000個程度はLEDライトのものを利用すること。

また、LEDランタン色は黄色を基本とし、明るさについては事前に市の確認を得ること。

- c 火を使用しない提灯の演出（各日ともに1,500個程度準備し、来場者への配布できるものとし、来場者が提灯を持ち歩き、会場内を灯すものであること。）

提灯は、直径20cm以上、LEDライト付き、手提げ棒つきのものであり、LEDの発行色及び火袋等の色は事前に市と協議すること。

- d 宙に浮かせる火を使用しないランタンの演出（各日ともに100個以上の常設設置等、飛散防止対策、及び回収等を含む。）
- e 月見をイメージした写真映えするオブジェの設置及び演出
- f 足元の暗さ対策を兼ねた魅力的な照明の演出

(イ) その他

- a 各種演出（第5(4)イ（ア）基本的事項 a～f）について、演出の詳細な内容を示すこと。
- b 各種演出について、フォトスポットとして写真及び動画映えするような工夫をすること。
- c 演出に当たっては市の所有物品（末尾記載）を無償で使用してもよい。ただし、演出に当たり必要となる機材の設置・撤去等の工事は受

託者の責任及び負担により行うこと。

d ライトアップ等演出の詳細については、本市と協議の上で決定すること。

e 火を使用したランタン等、イベント実施後、市に対し無償譲渡可能なものがあれば、提案すること。

ウ 演出に係るイベントの実施

(7) ろうそく等の火を使用したランタンについて、点灯（点火）体験ができる演出を、市と協議した上で実施すること。

(4) 火を使用しない提灯について、来場者に配布された提灯を効果的に利用した演出を、市と協議した上で実施すること。

(7) メインターゲットを意識した宙に浮かせる火を使用しないランタン打ち上げ体験イベントについて、各日100個以上（第5(4)イ(7)dに記載の常設のランタン100個以上に含む）実施するとともに、飛散防止対策を行い、万が一飛散した場合はイベント終了後すべて回収すること。悪天候や強風時には本市と協議の上、催行について決定すること。

エ 出店ブース等の設置

出店ブース等について、メインターゲットを意識した上で市内飲食店による飲食物提供ブース（キッチンカーも可とする。）の設置・運営等、以下の取組を行うこと。

なお、来場者満足度向上・出店事業者のPR、イベント後の実店舗来店につながる取組について提案、実施することとし、内容の詳細については、本市と協議の上で決定すること。

(7) 出店者の募集

出店者の募集に際し、出店者の応募促進となる創意工夫を図ること。

なお、出店に際し、最低1回以上、寝屋川市立産業振興センター（寝屋川市東大利町2番14号）において説明会を実施すること。

(4) 出店調整

a 出店者に対して、荒天時等においては、事業の中止又は一部中止を決定する場合もありうることを事前に説明するとともに、了承を得ておくこと。

b 秋のイベントにちなんだオリジナルメニューの提供等を行う市内事業者の出店を優先すること。

c SNS等による発信を複数回行う市内事業者の出店を優先すること。

(ウ) 出店者の要件

- a イベント開催日に有効な露店営業許可又は自動車営業許可を取得していること。ただし、飲食物の物販については、有効な食品衛生法における製造業の許可で足りることとする。
- b 寝屋川市内で店舗を営業していること。キッチンカーの場合は寝屋川市内の事業者であり、寝屋川市内での販売実績があること。
- c その他、出店要件については、市と協議の上、決定すること。

(エ) 出店店舗数

20店舗とすること。

なお、出店店舗については、本市と協議の上で決定すること。

(オ) 各店舗仕様

出店する際には、下記仕様を基本とすること。

- a 区画の大きさは3.6m×3.6m以上
- b 各区画の正面以外の三面を幕で覆い隠すことが可能なテントを準備すること。
- c コンセント一口以上設置
- d 照明演出を阻害しない意匠
- e 長机1つ、椅子2脚以上
 - ※ キッチンカーを活用する場合は、この限りではない。
- f テント内に照明を設置すること。
- g 出店ブース毎に店名等を記載した看板を作成し、来場者から見える位置に掲示すること。

(カ) 出店時間

午後5時から午後8時30分とすること。

(キ) 出店料

出店料は、1日につき8,800円（税込）とすること。なお、「ねやがわパーク事業」の運営費として活用すること。

(ク) 100人以上が着席で飲食できる机、椅子等の設備を設置すること。なお、設置数等については、本市と協議の上で決定すること。

(ケ) 雨天時でも安心して飲食を楽しむことができるよう、40人程度が飲食できるスペースとしてテントを設置すること。

オ 関係者等との連携等において自由に利用できる、目隠し幕付きテント（3.6m×5.4m以上のもの）を1台、設置すること。

カ イベント実施中においては、会場内に本部テント（3.6m×5.4m以上のもの）を設置し、以下の運営を行うこと。

なお、本部テントには受託者が常時2名以上配置し、その他必要に応じて、円滑な運営ができるよう、機材設置及び人員体制を整えること。

- (ア) 会場内の落とし物の受付・管理・警察署への届出
- (イ) 迷子の受付・一時預かり・場内アナウンス
- (ウ) 救護スペースの設置及び傷病者の対応
- (エ) イベントに関する問い合わせ対応
- (オ) 終了前アナウンスの実施

イベント終了15分前に会場内全体に終了時刻を周知すること。

- (カ) 出店者との調整、対応等

キ 会場案内図の設置

飲食エリアに出店ブースの出店者名、販売物名（メニュー）及び出店配置を明示したエリアマップを2か所以上設置すること

ク 背景音楽等

会場内に背景音楽を流せるよう放送機材を準備するとともに、イベント開催時におけるテーマ等に合わせた楽曲の放送をすること。

ケ 簡易トイレの設置

会場内に簡易トイレを10台以上、台数に応じた手洗い設備を設置し、廃棄物等の回収まで実施すること。定期的な巡回も行い、適宜トイレットペーパー等の補充も行うこと。なお、設置数及び設置場所は本市と協議の上で決定すること。

また、夜間でも安全に使用できるよう、簡易トイレ内の明るさ対策を講じること。

コ 会場内のごみ対応

ごみ箱の設置等、会場内が汚れない対策を講じ、汚れた場合は清掃を行い、原状回復すること。

会場内で発生するごみについては、「可燃ごみ」、「ペットボトル・プラスチック製容器包装」、「缶・瓶」に分別して回収し、受託者の責任と負担により処分すること。

また、その他のごみ等が発生した場合においても、受託者の責任と負担により回収及び処分すること。

サ 写真・動画撮影

ホームページやチラシ等でPR・情報発信するために、イベントの様子を写真（800万画素以上）・動画撮影し、記録として残すこと。

なお、今後、ポスターやテレビCM、キャンペーン・イベント等における大型ビジョン放映、デジタルサイネージ放映等に使用する可能性があるため、それらに耐えうる画質、画素数、画像解像度で撮影すること。

シ その他

来場者に対して、来場促進につながる取組があれば、事前に市と協議した上で提案、実施すること。

(5) その他イベント実施に当たっての留意事項

ア 鍵の貸与及び会場内の施錠について

イベント実施に際して必要な鍵については本市が鍵を貸与する。

イベント終了後、会場内の鍵については、毎日施錠を行うこと。

イ 誘導及び混雑整理のための人員体制の確保

会場内及び会場周辺における来場者の誘導や混雑整理のため、令和6年度の来場者数実績（秋開催イベント3日間で延べ約4万人）を踏まえ、目標来場者数を設定するとともに十分な人員体制を確保した来場者誘導案を提案、実施すること。

なお、誘導及び混雑整理の実施に当たっては、関係機関との調整や連携を必要に応じて行うこと。

ウ 駐車場の調整

イベント実施期間中の打上川治水緑地有料駐車場の利用については、必要に応じ、駐車場の指定管理者である公益社団法人寝屋川市シルバー人材センターと事前の調整（駐車場を右折出庫を促す誘導員を配置する等）を行うこと。

エ イベント開催に係る保険加入

イベント開催に当たり、賠償責任等に対応するため、本市を被保険者として、賠償責任保険等必要な保険に加入するとともに、各保険の保険証書等の写しを本市に提出すること。

なお、保険加入期間については、各保険内容に応じて、イベントの開催日だけではなく、イベントの準備開始時から撤収完了までの期間とし、令和7年11月4日（火）9時から11月11日（火）18時までの期間とすること。

(ア) 来場者、出演者及びスタッフ等の傷害保険

(イ) 対人・対物賠償責任保険

(ウ) 飲食物の食中毒等に係る賠償責任保険

2 関係者等との連携

(1) 市や関係者等との連携事業

市や関係者等から連携事業について提案があった場合は、原則、受託者負担とし、市又は関係者等と協議・調整の上、連携事業を実施するための協力をする。

なお、以下参考として令和6年度秋に実施した連携事業を記載しているが、寝屋川市茶道協会、寝屋川生菓子組合による飲食店ブースの出店についての連携事業は、今回のイベントでも実施する予定であるため、その旨留意すること。

(参考) 令和6年度連携事業

【秋開催イベント】

- ・寝屋川市茶道協会、寝屋川生菓子組合による飲食店ブースの出店
- ・大阪電気通信大学管弦楽団による演奏
- ・寝屋川市華道協会、高倉とんど保存会による作品展示

(2) その他連携事業

上記以外にイベント来場者の満足度向上や地域経済の活性化に有効と思われる関係者等との連携事業があれば、提案、実施すること。

3 広報・情報発信に関する業務

(1) 広報物の作成

リーフレット、ポスターを作成し、現物及び電子データ（PDF形式）を、別途指定する納品日までに納品すること。

電子データ（PDF形式）は、Instagram、Xを始めとした各種SNSでの投稿や特設ホームページに掲載するなど、スマートフォン等の端末からも確認できるようにすること。

なお、リーフレット、ポスターの校正回数は5回を上限とする。

A2ポスターのデザイン案については、初稿として2案作成し、提案することとし、契約締結後5営業日以内に初稿として2案以上電子データ（PDF方式）を提出すること。

ア 作成物・仕様・作成部数・納品日の目安

作成物	仕様	作成部数	納品日の目安
-----	----	------	--------

リーフレット (事前周知、当日配布用)	A 3 横サイズ両面 二つ折り	8,000部	令和7年10月上旬
A 2 ポスター	A 2 縦サイズ片面	800部	令和7年9月中旬

イ 掲載内容

掲載内容は、本市と協議の上で決定する。

(ア) リーフレット

出店ブースの出店者名、販売物名（メニュー）及び出店配置を明示したエリアマップ、演出内容、その他イベントの必要事項を掲載すること。

(イ) ポスター

演出内容、その他イベントの必要事項を掲載するとともに、目を引くようなデザインとすること。

また、降雨に耐えうる仕様とすること。

ウ 配架先

リーフレットについては、出店ブースの各店舗に各20枚ずつ配布すること。

作成したリーフレット、ポスターの事前周知先について、提案、実施すること。

配架場所及び配架枚数については、本市と協議の上、決定すること。

(2) I n s t a g r a m、Xを始めとした各種SNS、特設ホームページを活用した戦略的な広報の企画・実施

実施に際しては、本市と協議の上、行うこと。

ア 動画や写真を多用した I n s t a g r a m、Xを始めとした各種SNS、特設ホームページによる情報発信等、戦略的かつ効果的な広報について提案、実施すること。

なお、特設ホームページにはよくある問合せを掲載すること。

イ 来場者に対しSNSでの情報発信を促し、拡散する仕掛けを構築すること。

ウ 出店事業者の情報についても積極的にPRすること。

エ 秋開催イベントにおいて、それぞれ固有のハッシュタグを提案、それらを活用し、I n s t a g r a m、Xを始めとした各種SNSで情報発

信すること。

なお、内容の詳細については、本市と協議の上、決定すること。

オ Instagram、Xを始めとした各種SNSや特設ホームページ以外に本市近隣の大学を活用したPRや近隣主要駅を活用した情報発信をすること。

なお、内容の詳細については、市と協議の上、実施すること。

カ 市外からも集客が見込める手法を提案すること。

(3) その他広報・情報発信

上記以外にイベントの周知、来場者増加又は地域経済の活性化に有効と思われる広報・情報発信の取組、工夫について提案、実施すること。

4 事業の効果測定業務

(1) イベント来場者の計測

イベント開催期間中は毎日、来場者数を計測すること。計測の方法については本市と協議の上で決定すること。

(2) 事業の効果測定方法

アンケートやその他の手法を用いて、必要なデータを収集して効果測定を行うこととし、次回開催の内容充実に寄与するような事業の効果測定方法について具体的に提案すること。データ収集に際しては効果測定・分析のために十分なデータが得られるよう工夫すること（アンケート調査の場合、サンプル数を400以上確保すること。）。

なお、調査項目については本市と協議の上で決定すること。

5 報告業務

本業務に関する報告書作成等の業務を行う。

(1) 本業務の進捗状況は随時、本市に報告し調整を図ること。

(2) 本業務の企画・運営に当たって、不明確な点や改善の必要性があると認められる場合は本市と協議すること。

(3) 写真、本業務の企画・運営に際して作成した資料、データ等は全て本市に報告書と共に提出すること。

報告書については、Instagram、Xを始めとした各種SNSや特設ホームページでの情報発信に対してのアクセス分析、出店ブースの売上分析等、次年度以降の運営に役立てるものを盛り込むこと。

なお、報告書の形式については本市と協議の上、決定すること。

(4) 報告書提出期限

令和7年12月26日（金）

6 その他各事業の実施に当たっての企画運営業務

- (1) 総合的な企画調整に関する事。なお、本市との打ち合わせについては月1回以上行い、議事録を作成すること。
- (2) 関係者等の斡旋及び調整に関する事。
- (3) イベント会場の周辺地域企業及び地域住民との調整に関する事。
- (4) 関係者との連絡体制の構築に関する事。
- (5) 各関係機関への申請・協議に関する事。
- (6) 会場の設営・撤収、機材等の搬入・搬出等に関する事。
- (7) 機材、備品等の借入及び返却に関する事。
- (8) 看板設置等、会場案内に関する事。
- (9) イベントの進捗管理に関する事。
- (10) 来場者安全確保に関する事。
- (11) 事故発生等の緊急時対応に関する事。
- (12) イベント会場における来場者からの問合せ等対応に関する事。
- (13) イベント期間中の運営総括及び会場全体の管理に関する事。

第6 その他留意事項

- 1 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。
- 2 受託者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 3 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 4 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 5 受託者は、本業務の実施に当たり本市が保有する施設や物品等を変更しようとするときは、本市と協議すること。
- 6 受託者は、契約期間が満了したとき、又は契約を解除されたときは、本市の指示するところにより、本市が保有する施設や物品等を原状に回復しなければならない。

- 7 受託者は、本市が保有する施設や物品等をき損滅失したときは、本市の指示するところにより、当該施設や物品等を原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 8 イベント会場である打上川治水緑地が、洪水時に水を流入させ、寝屋川及び打上川の氾濫を防ぐための遊水地であることから、受託者は洪水等の災害時における対応について本市と協議・検討すること。
- 9 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を無償で譲渡するものとする。
- 10 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作者人格権の行使はしないものとする。
- 11 ライトアップで使用するために受託者が用意した物で、次のイベントで活用が見込める物について、本市に無償で譲渡できるものとする。
- 12 ろうそく等を利用した火を使用するランタン及び宙に浮遊する火を使用しないランタンの調達に際し、第三者の特許権・意匠権・商標権その他いかなる権利を侵害しないこと。また、小雨決行のため、宙に浮遊するランタンは雨に耐えうる素材であること。
- 13 本仕様書に記載のない事項又は仕様書の内容に対する疑義が生じた場合は、本市と協議し、その決定に従うこと。

市の所有物品

[ライトアップ機材]

名称	数量	名称	数量
R G B 投光器 105W	54	単管パイプ 5 m	1
L E D 投光器 58W	74	単管パイプ 4 m	7
クリップライト 15W	283	単管パイプ 1.5m	7
ゴボ S P	4	分電盤	8
ポール 5.5m	3		
ケーブル、ボックス、制御ケーブル、支線、杭			



単管パイプ接続



盤、単管パイプ、支線



R G B 投光器 105W



L E D 投光器 58W



クリップライト 15W



ゴボ S P

[その他]

用途	名称	数
ライトアップ演出関係	竹籠（手持ちタイプ）	103
	竹籠（設置タイプ）	26
	L E Dライト（ゆらぎ）	164
	ランタン	16
	ボールライト	16
	和かさ	11
	ウォーターエフェクトライト	16
	動物（ウサギ）ライト（立）	3
	動物（ウサギ）ライト（座）	3
	和柄ボール	12
本部事務関係	C Dコンボ	1
	ワイヤレスチャイムセット （呼び出しボタン×4、レシーバー×1）	1
	両面立て看板	4